

※フラットファイルの表紙に貼り付けて提出してください。

令和 8・9 年度
姫路市業者登録申請書類一覧

○ ⇒ 提出
● ⇒ 郵送申請は提出
△ ⇒ 必要があれば提出

書類番号 1～7 はクリアファイルに入れるか2穴ひも綴じて提出して下さい。

書類番号	提出書類	工事	コンサル	役務提供	物品	提出チェック
1	姫路市業者登録申請書 No.1～3	郵送交付	●	●	●	
2	主要取扱メーカー申出書	H P			△	
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審結果通知書）	写し	○			
4	経営規模総括表	H P		●		
5	関連企業申告書	H P	○	○	○	
6	使用印鑑届 兼 委任状	H P	○	○	○	
7	相手方登録申出書 <新規登録・内容変更の場合>	H P	○	○	○	

書類番号 8～22 はフラットファイルに綴じて提出してください。

8	許可（登録）証明書 ※業種（詳細業種）の営業に必要な許可（登録）を有している ことが確認できるもの	写し	○	○	△	△	
9	登記事項証明書 <法人の場合> ※履歴事項全部証明書に限る。 ※令和7年9月1日以降に発行された最新のもの。	写し可	○	○	○	○	
	身分証明書 <個人事業者の場合> ※令和7年9月1日以降に発行された最新のもの。						
10	住民票の写し <個人事業者の場合> ※事業主の本籍地記載のものに限る。 ※令和7年9月1日以降に発行された最新のもの。	写し可	○	○	○	○	
11	(姫路市税) 滞納無証明書 <姫路市に納税義務のある業者> (姫路市税) 法人市民税の納税証明書<準市内業者の法人の場合> (姫路市税) 市県民税（普通徴収）又は固定資産税の納税証明書 <準市内業者の個人事業主の場合> ※令和7年10月1日以降に発行されたものに限る。	写し可	○	○	○	○	
12	国税納税証明書 <全業者> ※法人は「税務署様式その3の3」、個人は「税務署様式その3の2」 ※令和7年10月1日以降に発行されたものに限る。	写し可	○	○	○	○	
13	所得税の確定申告書 <個人事業者の場合> ※令和6年分の第一表及び第二表	写し	○	○	○	○	
14	財務諸表 ※法人は直近の事業年度分、個人は令和6年分 ※建設関連コンサルタントに登録する場合は、上記に加えてその前事業年度分 又はその前年分（ただし、書類番号18に含まれる場合は省略可能）	写し		○	○	○	
15	経営事項審査の技術職員名簿	写し	○				
16	経営事項審査の工事経歴書 ※過去2年分	写し	○				
17	特殊工法による工事経歴書 ※R3.1.1～申請日までの工事経歴書	H P	△				
18	測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書） <測量を登録する場合> ※直近2ヶ年度決算分 現況報告書 ※直近2ヶ年度決算分 <土木コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントを登録する場合>	写し		○			
19	技術者経歴書	H P		○			
20	業務経歴書 ※必ず新様式で作成してください (ただし、書類番号18で確認できる場合は省略可能)	H P		○	○		
21	事務所の写真 <姫路市内に事務所等（本店・委任先・営業所）がある場合>	H P	○	○	○	○	
22	暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書	H P	○	○	○	○	

H Pと記載されているものは、H Pからダウンロードしてください。
ダウンロード場所は申請要領等をご確認ください。

業者名		受付番号	
-----	--	------	--

←背表紙にも①業者名、②受付番号を記入してください。